

2017年5月1日

会員各位

JTBグループOB・OG会
会長 新倉 武一

2017年度 通常総会のご案内

拝啓 日ごろは格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2017年度の本部通常総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。総会の出席・欠席のご連絡は、同封の葉書により指定期日までにご回答ください。

なお、当日ご出席願えない場合は書面により表決権を行使することができますので、下記の項目Ⅳを参照のうえ、表決権行使書のご提出方よろしく申し上げます。

敬具

記

I. 日 時 2017年6月1日(木) 午前10時

II. 場 所 東京都文京区後楽1-3-61

東京ドームホテル 地下1階「天空」(アクセスは同封資料をご覧ください)

III. 議 案

1. 2016年度 活動報告 および 収支決算について……………(全員表決)
2. 2017年度 運営計画(案) および 収支予算(案)について……………(全員表決)
3. 会則の一部改正について……………(全員表決)
4. その他

IV. 表決権行使についてのご案内

- (1) 当日の表決は、総会出席者の意思表示および書面による「表決権行使書」の提出をもって行います。
- (2) 書面による表決権の行使は同封の葉書に依るものとし、これに賛否のいずれかを(否の場合はその理由も)ご記入いただき、本部事務局へ5月19日(金)(必着)までに返送してください。
- (3) 葉書には総会への出欠および議案の賛否以外は記入しないようお願いします。
- (4) 期限までに書面(葉書)が到着しなかったもの、到着書面に賛否のいずれの記入もないもの、および出欠・議案の賛否以外が記入されたものは、表決権が会長に白紙委任されたものとみなします。
- (5) 表決権行使書により複数回表決権を行使された場合は、最後に事務局に到着したものを有効な表決権行使とします。

V. 議案資料

議案資料は、次ページ以降に掲載してあります。(当日は必ず、本状をご持参ください。)

追記) 当日は同会場で関東支部の総会も予定されており、関東支部の会員の方々には、本部と関東支部の双方の総会資料と「出欠通知 兼 表決権行使書」(1葉:本部、関東支部兼用)が同封されていますので、本部総会と関東支部総会の双方の出欠および欠席の場合は表決の賛・否を記入いただき、返送願います。

以上

【第1号議案】

2016年度 活動報告

2016年度は、昨年の総会で決議された運営計画に基づき活動を実行し、概ね所期の成果を挙げる事ができました。

なお、4月14日および16日熊本地区に発生した「平成28年熊本地震」で被災された会員への義援金を全国の会員に募り、賛同いただいた義援金は九州支部を通して贈呈しました。

1. JTBグループ各社への営業支援（継続取組）

お客様紹介運動は、一人1件以上の紹介を目標に取り組みましたが、会員一人当たりの紹介件数は0.45件（前年は0.47件）にとどまり、紹介額では旅行商品は前年の96.2%、ナイスギフト券は前年の97.1%となり、ともに前年を下回りました（詳細は8ページに掲載）。あわせて、旅行商品以外の各種営業支援活動にも地域密着態勢で取り組み、一定の成果を上げることができました。

2. 親睦活動の活性化

各支部においては精力的に親睦活動の充実に取り組み、多様なイベントや行事が行われました。

なお、本部は前年に継続して以下の2件の主催イベントを計画し、実施しました。

(1) 第3回全国ゴルフ大会

10月13日、愛知県のウッドフレンズ森林公園ゴルフ場において開催、参加者は70名。

(2) 第3回フォトコンテスト

9・10月に募集、39名98点の応募があり、11月中旬に審査し、表彰作品を決定。

表彰作品および応募全作品を12月から本部ホームページに掲載。

3. 広報活動の活性化

会員間の交流活動の活発化を主たる目的として、「BOB新聞」を今年度は7月(第6号)、10月(第7号)、1月(第8号)の3回発行しました。また、JTBグループ新聞には、5、7、9、11、3月号(5回)に「BOB会員が語る100年史のひとコマ」と題して、当会会員が目の当たりにした100年史の中の印象的なエピソードや光景を連載し、当会のグループ内へのPRにも努めました。

一方、本部ホームページは、会員により親しんでいただくため多様な情報の掲載に努め、あわせて記事のレイアウトを一部変更し、さらに新たなホームページの構築についても検討を実施しました。

4. 新入会員の入会促進

各支部を中心に全国のグループ会社・団体や退職手続き代行業務会社に対し、退職関係書類と同時に入会申込書の配布のお願いを改めて実施、あわせてグループ会社・団体や各個所のOB会等にも引き続き積極的に参加し、当会のPRと会員の勧誘に努めました。この結果、新入会員は107名で前年(150名)比71.3%となりました。

5. 新たな会員情報の発信（ホームページへの掲載）と新入会員への情報誌の発行

4月から、会員間のコミュニケーション活動の一助として新たに「会員リスト」をホームページに掲載（半年ごとに更新）、加えて「会員の動静」や「会員数の状況」の掲載（毎月更新）も始めました。

また、新入会員に向けて、これまで会員名簿に併載してきた「会員の手引き」を独立させ、11月末に発行し、配布を始めました。

《収支決算》

2016年度 決算報告書

○事業収支(2016年4月1日～2017年3月31日) (単位:円)

勘定科目	決算額	予算額	対予算比較
前期繰越金	5,001,733	5,001,733	0

1. 事業収入の部			
活動補助費収入	3,200,000	3,200,000	0
会費収入	22,930,000	22,929,000	1,000
支部への配付金	△22,930,000	△22,929,000	△1,000
差引	0	0	0
賛助会費収入	1,060,000	1,000,000	60,000
利子収入	52	1,500	△1,448
雑収入	820	0	820
当期収入計	4,260,872	4,201,500	59,372

2. 事業支出の部			
備品費	0	10,000	10,000
消耗品費	34,518	50,000	15,482
資料費	0	5,000	5,000
印刷費	1,562,976	1,460,000	△102,976
旅費交通費	1,198,357	1,300,000	101,643
通信費	216,146	250,000	33,854
郵便費	292,067	300,000	7,933
振込料費	25,919	30,000	4,081
会議打合費	308,892	330,000	21,108
雑費	182,679	300,000	117,321
主催事業費	378,114	400,000	21,886
当期支出計	4,199,668	4,435,000	235,332
当期収支	61,204	△233,500	294,704
次期繰越金	5,062,937	4,768,233	294,704

※対予算比較欄

収入の部の△印は未達額、支出の部の△印は超過額を示す

○財産状態(2017年3月31日現在)

(単位:円)

勘定科目	金額	
1. 資産の部		
普通預金	5,182,937	みずほ銀行
合計	5,182,937	
2. 負債・剰余金の部		
預り金	120,000	次年度会費
剰余金	5,062,937	
合計	5,182,937	

○監査報告書 謄本

監査報告書

2017年4月18日

JTBグループOB・OG会
会長 新倉 武一 殿

監事 野口 英明 ㊟

監事 宮地 陽子 ㊟

私達は2016年度(自2016年4月1日～至2017年3月31日)の会計に関する書類、すなわち財産状態、収支計算書の調査を行うため、一般に認められた監査基準に従って通常必要とされる監査手続きに基づき監査を実施しました。

監査の結果、BOB会本部会計の財産状態及び収支計算書は正しく示されております。

その内容は真実であることを認めます。

【第2号議案】

2017年度 運営計画 (案)

2017年度の経済環境は緩やかな回復が続くと予測されていますが、個人消費は低迷が持続、力強さには欠ける見通しで、旅行業界においても市場の多様化や高度化が進み、競合環境も厳しくなると想定されています。

このような環境の中で、当会としては今年度、引き続き「会員相互の親睦と福祉の向上」と「JTBおよびJTBグループ各社への支援」という二つの目的に即して、以下の項目を中心に地に足のついた活動を展開していきたいと思えます。

1. JTBグループ各社への営業支援

- (1) お客様紹介運動のさらなる推進（「一人1件以上紹介」の継続）とお客様紹介シート等の提出促進
- (2) JTBグループの地位向上に向けた各種活動への参画・支援
- (3) 賛助会員各社を中心に保険や商事等旅行商品以外への営業支援の拡充

2. 親睦活動の活性化

- (1) 活動内容の強化・充実による参加者の増加
- (2) 本部主催イベントの継続実施と充実（全国ゴルフ大会、フォトコンテスト）
- (3) 新たな本部主催イベントの検討と実施

3. 広報活動の活性化

- (1) 会員間の情報交流の場であるBOB新聞の一層の充実
- (2) ホームページによる情報発信の強化と充実およびその双方向的な活用
- (3) JTBグループ新聞を通じたグループ内への周知推進

4. 新入会員の入会促進および会員数の増加

- (1) JTBグループ各社を通じた新退職者への入会案内
- (2) 未入会者への入会案内の促進

《収支予算 (案)》

2017年度 収支予算書 (案)

○事業収支 (2017年4月1日～2018年3月31日)

(単位:円)

勘定科目	予算額	16年度決算	前期比較	摘要
前期繰越金	5,062,937	5,001,733	61,204	
1. 事業収入の部				
活動補助費収入	3,200,000	3,200,000	0	
会費収入	22,925,000	22,930,000	△5,000	
支部への配付金	△22,925,000	△22,930,000	5,000	
差引	0	0	0	
賛助会費収入	1,000,000	1,060,000	△60,000	
利子収入	1,500	52	1,448	
雑収入	0	820	△820	
当期収入計	4,201,500	4,260,872	△59,372	
2. 事業支出の部				
備品費	10,000	0	△10,000	
消耗品費	40,000	34,518	△5,482	PCプリンターインク代、封筒代等
資料費	5,000	0	△5,000	
印刷費	1,205,000	1,562,976	357,976	BOB新聞3号分、入会案内パンフ、総会資料・出欠葉書印刷等
旅費交通費	1,200,000	1,198,357	△1,643	総会、理事会、支部総会等関連費用、その他交通費等
通信費	240,000	216,146	△23,854	電話通話料、PC回線使用料等
郵便費	330,000	292,067	△37,933	総会出欠葉書（料金後納）、新入会員用レターバック等
振込料費	30,000	25,919	△4,081	
会議打合費	320,000	308,892	△11,108	総会、理事会、支部総会関連費用等
雑費	1,020,000	182,679	△837,321	電話設備リース代、HP管理費および改修費等
主催事業費	410,000	378,114	△31,886	全国ゴルフ大会、フォトコンテスト、その他新規イベント等
当期支出計	4,810,000	4,199,668	△610,332	
当期収支	△608,500	61,204	△669,704	
次期繰越金	4,454,437	5,062,937	△608,500	

※前期比較欄 収入の部の△印は減少額、支出の部の△印は増加額を示す。

【第3号議案】

会則の一部改正(本部運営体制の見直し)について

1. 会則改正の目的

現在、本部は「理事会」(四半期ごとに開催)と「定時総会」(6月に開催)を軸に運営されていますが、当会のような親睦団体の運営体制としては重厚すぎるきらいがあり、種々の課題にスピーディな対応が難しいので、今後より会員に密着し、タイムリーできめ細かい対応が出来る運営体制とするべく会則の改正を行います。

2. 運営体制(会議体の権限等)の見直しの概要

- (1) 「総会」への付議事項は、会の運営に係る重要な事項(例:支部の新設・統廃合等)や、会員にとって重要な影響の出る会則の改正(例:会費の変更等)に限定することとします。
- (2) 重要性の低い内容の改正や、本部の年度運営計画、収支予算、決算、並びに本部役員の選出、その他の定例的な事項等は、「理事会」において協議・決定することとします。
- (3) 重要な付議事項がある場合には現行の方式で「総会」を開催しますが、付議事項のない場合には開催しないこととします。
- (4) 「理事会」において協議・決定された事項は、年1回発行する「本部報告(仮称)」等により全会員にお知らせします。

〈付議事項の変更に関する補足説明〉

本部の年度運営計画、収支予算、決算については、本部の収入がJTBおよびグループ各社からの寄付金等に限り、また支出もBOB新聞や勧誘パンフレットの作成、および本部主催イベントの費用等であり、活動領域も限られています。

また、役員の選出については、一般企業の役員人事とは異なり、自薦・他薦を問わず当会の運営に協力しようとする無給のボランティアの選任(承諾)です。

このような内容については、形式的でかつ運営経費を要する「総会」ではなく、全支部長が出席する「理事会」での協議・決定事項としても、公平性や透明性は十分に確保できると思われれます。

3. 会則の改正案

本件に伴う会則改正案については次ページ以降に掲載しています。(改正部分はアンダーラインにより表示します。)

なお、現行の会則原文は本部のホームページまたは2015年11月発行の会員名簿を参照願います。

JTBグループOB・OG会 会則

保存版

(制定) '82.4.1 (改正) '84.4.1 '85.4.1 '87.4.1
'88.4.1 '89.4.1 '90.4.1
'91.4.1 '92.4.1 '92.12.1
'95.4.1 '98.4.1 '99.4.1
'02.4.1 '06.6.2 '07.1.31
'10.4.1 '11.4.1 '14.6.5
'15.6.5 '16.6.2 '17.6.1

(名 称)

第1条 当会は、JTBグループOB・OG会（略称を「BOB会」とする）と称する。

(目 的)

第2条 当会は、会員相互の親睦と福祉の向上をはかり、あわせて株式会社ジェイティービー（以下「JTB」という）・公益財団法人日本交通公社、およびJTBのグループ会社・団体（以下JTB等という）に関する事業の社会的伸長に寄与することを目的とする。

(通常の会務)

第3条 当会は、第2条に定める目的を達成するため、次の事項に関する会務を行う。

- (1) 会員の親睦
- (2) 会員相互の情報提供
- (3) JTBおよびJTB等の事業に対する協力と取扱商品に関する会員割引価格の提示
- (4) 会員が死去した場合は支部長名の弔花を供えるものとする
- (5) その他各号に関連して必要な事項

(会員資格)

第4条 当会は、JTBおよびJTB等を退職・退任した者の有志をもって構成する。

(会 員)

第5条 会員は、JTBおよびJTB等を退職・退任した時に、次のいずれかに該当する者が入会できるものとする。

- (1) 社員・契約社員等として5年以上勤務した者
- (2) 常勤役員であった者
- (3) 上記に該当しない場合、又会員及び入会資格のある者が死去した場合、その配偶者は当該支部の理事会の承認を得て入会することが出来る

(入会手続)

第6条 当会に入会する場合は、別に定めるJTBグループOB・OG会入会申込書を本部に提出するものとする。

第6条の2 当会に入会した者には、会員証を交付する。

(組織・事務局)

第7条 当会は、本部を株式会社JTBグループ本社総務部内におき、その事務局を東京都豊島区南池袋2-43-19におく。

第8条 当会は、株式会社JTBの管轄地域を基準に次の支部をおく。

- (1) 北海道支部 (株)JTB北海道管轄地域
- (2) 東北支部 (株)JTB東北管轄地域
- (3) 関東支部 (株)JTB首都圏・(株)JTB関東・(株)JTBコーポレートセールス管轄地域
- (4) 中部支部 (株)JTB中部管轄地域 (株)JTB東海を含む)
- (5) 関西支部 (株)JTB西日本管轄地域 (株)JTB関西を含む)
- (6) 中国四国支部 (株)JTB中国四国管轄地域
- (7) 九州支部 (株)JTB九州管轄地域

2 前項に定める支部は、その事務局をJTBの旅行会社群の地域総合型会社総務課内におく。

(所 属)

第8条の2 会員は原則としてその居住地によって前条第1項に定める管轄地域に該当する支部に所属する。ただし、本人の希望により、居住地を管轄する支部以外の支部に所属することができる。

2 会員は、前項の定めにより所属する支部のほか、希望により他の地域の支部にも同時に所属することができる。

(会 計)

第9条 当会は、会費および寄付金その他の収入によって運営する。

2 当会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日迄とする。

3 当会の収支に関する予算・決算は本部が統括管理および調整を行う。そのために必要な事務手続等は、別に定める内規による。

(会費とその納入方)

第10条 会費は、会員一人年額5,000円とし、当年度の分を金融機関による口座自動振替の方法によって、本部に納入する。2つ以上の支部に所属する会員はその支部の数に見合った分を納入する。なお、夫婦が同一支部に所属する会員の場合は、夫婦のうち2番目に加入した会員の会費を年額3,000円とし、その詳細は別に定める内規による。

2 前項の定めにかかわらず、入会初年度の会費は次の銀行口座に振り込むことによって納入する。

口座名義等については、リスクヘッジ等の観点から掲載を割愛させていただきます。

(会費の免除)

第10条の2 会員が長期に入院療養している場合および介護施設等に入居生活している場合など「やむをえない事情」と認められるときは、当該年度の会費を免除する場合がある。

2 前項の定めによる会費の免除は、所属する支部の理事会を経て本部へ報告することにより、第16条の2に定める理事会の承認を経て、これの取扱いを決定する。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が当該年度の会費の払い込み期限が過ぎても会費を納入しない場合は会員の資格を喪失する。

2 以下の場合、会員の資格喪失とする。

- (1) 会員本人からの退会の申し出があった場合。
- (2) 会員本人が死亡した場合。
- (3) 当該年度の会費が未払いの場合。
- (4) 会の名誉を著しく損ねた場合。

3 前項の定めによって資格喪失となる場合は所属する支部から本人宛に事前に連絡する。

(休 会)

第11条の2 当会に入会した者が再びJTBに勤務する場合は、本人からの所属する支部への休会の申し出にもとづいて、所属する支部の理事会の承認を経て本部に報告する。この場合、本人の会員資格はそのまま保留しその他の定めは適用されない。

(届出内容の変更)

第11条の3 会員は、JTBグループOB・OG会入会申込書による届出内容に変更が生じた場合には、直接本部へ別に定めるJTBグループOB・OG会諸届出書を提出するものとする。

(総 会)

第12条 当会の総会は、理事会において開催が必要と認められた場合に開催する。ただし、会員総数の4分の1以上の会員署名による請求があった場合に開催することができる。

2 総会は、第14条に定める役員の間長がその議長となるものとし、会員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

(総会付議事項)

第12条の2 総会には、次の事項を付する。

- (1) 会費の変更等会員に影響の大きい重要な会則の改正
- (2) 支部の新設・統廃合等組織に関する重要な事項
- (3) その他会員の総意が必要と理事会が判断する事項

(表 決 権)

第12条の3 総会における会員の表決権は、平等とし、各会員1票とする。表決権の行使は書面をもって意思表示することまたは出席会員に委任することのいずれかとする。

2 前項に定める書面による意思表示および出席会員への委任は、総会の出席者とみなす。

3 総会の議事は、出席者の過半数により決する。この場合、可否同数のときには議長が決する。

(本部の会務)

第13条 本部は、この会の運営に関する会務を行う。

(本部の役員、顧問)

第14条 本部には、次の役員および顧問をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
(理事の中から、必要に応じて副会長をおくことができる)
- (3) 理 事 若干名
(理事の中から、総務、経理、広報、および組織の担当を各1名以上おく)
- (4) 監 事 若干名
- (5) 顧 問 JTB会長・社長、(公益財団法人)日本交通公社会長

(本部役員の選出および任期)

第15条 本部役員は、理事会で会員の中から選出する。

2 会長は、前項の定める理事の中から互選する。

3 各支部長は理事とする。

4 理事会における本部役員の選出方法は、別に定める内規による。

5 会長、理事および監事の任期は、2箇年とする。ただし重任を妨げない。

6 役員に欠員が生じた場合は、これを補充する。この場合、補充された役員の任期は前任者の残存期間とする。

ただし、運営に重大な支障がないときは前任者の残存期間の満了までその補充を延期することができる。

第15条の2 顧問は、第16条に定める理事会の推薦により会長が委嘱する。

(理事会)

第16条 当会は、会務の円滑な遂行をはかるため、原則として四半期ごとに理事会を開催する。ただし、会長が必要と認めた場合、または理事の過半数の請求があった場合には、これを開催することができる。

2 理事会は、第14条に定める会長がその議長になるものとし、理事の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

(理事会付議事項等)

第16条の2 理事会には、次の事項を付議する。

(1) 運営計画および収支予算

(2) 決算報告

(3) 役員の選出

(4) 会則の改正および組織・体制の変更等に関する事項

(5) 総会の開催と付議事項

(6) その他運営に関する重要な事項

(理事会の決議)

第16条の3 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その出席理事の過半数をもってこれを行う。

2 理事が提案した決議事項について、当該事項について議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意した時は、当該事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(本部役員の職責)

第17条 会長はこの会を代表し、会務を統括する。

第17条の2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

第18条 理事は、第20条に定める幹事と共同して担当する会務を実務処理するほか、理事会において主要事項を審議する。

第19条 監事は、当会の収支情報を監査し、その結果を理事会に報告する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(費用)

第19条の2 当会の役員は、無給とする。ただし、役員会の会務処理に要する実費は支給する。

(幹事)

第20条 当会は、本部に幹事若干名をおき、役員と共同して会務の実務処理にあたる。

2 幹事は、株式会社JTグループ本社総務チームマネージャーに委嘱する。この場合、幹事は必要に応じ幹事の代理を指名することができる。

(支部の会務)

第21条 支部は、当会の目的達成のため所属する会員に必要な支部内の会務を行う。

(支部会則)

第22条 支部は、本部会則に準拠して、支部会則を定める。

(その他)

第23条 この会則に定めのない事項は、理事会において決定する。

付 則

1. この会則の改正は、2017年6月1日から適用する。

2. 2006年度中に名誉会員の資格を得ている者は、会費免除の権利を保持する。

(2007年1月31日 書面による臨時總會承認)

参考資料

○お客様紹介運動実績(2016年度速報値)

(1) 取扱件数

(単位: 件、%)

	北海道	東北	関東	中部	関西	中国四国	九州	合計	前年比
旅行商品	72	162	374	138	140	107	295	1,288	93.9%
ナイスギフト券	98	64	272	99	57	61	106	757	99.7%
合計	170	226	646	237	197	168	401	2,045	96.0%

	2014年度	2015年度	2016年度
会員一人当たりの紹介件数(件)	0.50	0.47	0.45

(2) 取扱実績

(単位: 千円、%)

	北海道	東北	関東	中部	関西	中国四国	九州	合計	前年比
旅行商品	24,011	57,635	115,535	52,299	51,005	36,292	76,113	412,890	96.2%
ナイスギフト券	4,582	2,493	10,922	6,631	3,694	5,811	11,783	45,916	97.1%
合計	28,593	60,128	126,457	58,930	54,699	42,103	87,896	458,806	96.3%

○会員数の状況(2016年度末現在)

(単位: 人)

	会員数			名誉会員数			合計		
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
北海道	191	24	215	2	0	2	193	24	217
東北	215	37	252	2	0	2	217	37	254
関東	1,561	471	2,032	27	10	37	1,588	481	2,069
中部	409	70	479	3	1	4	412	71	483
関西	701	159	860	10	0	10	711	159	870
中国四国	223	66	289	3	0	3	226	66	292
九州	295	60	355	5	0	5	300	60	360
合計	3,595	887	4,482	52	11	63	3,647	898	4,545

2016年度 物故者 敬称略

(2016年4月1日~2017年3月31日にご連絡をお受けした方)

謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

支部名・ご芳名	享年	逝去日	支部名・ご芳名	享年	逝去日	支部名・ご芳名	享年	逝去日	支部名・ご芳名	享年	逝去日
[北海道支部]			川上 孝 雄	75	2016.8.3	桑田 柳 三	93	2017.3.5	下瀬 清 一	85	2017.2.16
工藤 寿 明	81	2016.5.1	松尾 正 孝	72	2016.8.7	[中部支部]			天野 卓 次	78	2017.2.19
武田 勉	82	2016.11.15	間島 康 夫	80	2016.8.17	横見 秀 彦	73	2016.2	[中国四国支部]		
丹保 隆 幸	77	2017.1.18	森本 滋	73	2016.8.22	原 賢 治	73	2016.4.1	川崎 敏 光	91	2016.4.6
[東北支部]			伊藤 順 弘	85	2016.9.1	井上 鶴 子	87	2016.4.30	有田 影 満	75	2016.4.10
本田 利 信	89	2016.5.17	吉橋 利 衛	90	2016.9.19	高山 文 男	72	2016.6.28	津嶋 伯 則	61	2016.5.6
佐藤 重 春	73	2016.9.27	本間 英 生	81	2016.10.2	小松 守	75	2016.7.24	長谷川 三樹郎	82	2016.5.16
佐藤 陽 一	79	2016.10.30	池上 彰 一	86	2016.10.5	南川 登	75	2016.7.27	重井 忠 博	74	2016.6.27
阿部 弘 子	81	2016.10.31	大森 健 司	80	2016.10.8	大脇 宏	89	2016.7.29	浅野 真 一	77	2016.8.14
菅野 正 人	68	2017.1.11	金子 明 義	67	2016.10.14	井坂 道 彦	81	2017.1.31	平賀 正 男	81	2016.9.2
山本 治 郎	84	2017.1.27	藤井 健	91	2016.10.20	外山 一 美	72	2017.2.12	水田 一 英	72	2016.9.4
[関東支部]			秋吉 正 稔	76	2016.10.23	河合 宏 裕	78	2017.2.13	成相 年 夫	88	2016.12.3
宮本 重 孝	75	2016.4.21	佐藤 智 信	82	2016.10.26	[関西支部]			津藤 静 雄	82	2017.1.13
安倍 玉 樹	71	2016.4.28	大鹿 武	94	2016.10.30	野田 智 彦	74	2015.10.5	福原 勤	93	2017.2.25
山内 孝	76	2016.5.1	佐々木 昭次郎	89	2016.11.19	大倉 恒 雄	71	2016.5.25	玉田 俊 雄	84	2017.3.14
和田 和 江	97	2016.5.21	西脇 慶 夫	77	2016.12.30	藪 恒 夫	74	2016.6.8	[九州支部]		
安藏 順 一	66	2016.5.23	福永 信 正	79	2017.1.4	山脇 信 之	90	2016.7.16	赤星 寛	80	2016.4.22
岡 仁	78	2016.6.4	海東 誠	96	2017.1.8	藤内 邦 彦	75	2016.11.21	宮内 寛	65	2016.4.26
竹部 武 光	79	2016.6.7	井上 敏 子	75	2017.1.11	西村 武 夫	73	2016.12.26	石川 武 彦	74	2016.7.26
鷺津 藤 平	91	2016.6.13	千原 浩	73	2017.1.20	福本 清 明	80	2016.12.30	山口 久 夫	65	2016.10.21
河島 逸 朗	84	2016.6.15	墨江 正 彦	78	2017.1.26	北橋 保 宏	64	2017.1.28	坂元 喜美子	64	2016.11.5
長谷 和 夫	95	2016.7.29	松本 英 夫	82	2017.2.13	指宿 昭 雄	74	2017.2.6	中島 サダ	96	2017.1.7
富澤 正 則	74	2016.7.30	野口 美枝子	69	2017.2.18	柳 森 志 郎	74	2017.2.11			

享年は満年齢を掲載いたしました

JTBグループOB・OG会本部事務局

〒171-0022 東京都豊島区南池袋2-43-19 JTBビル1階

TEL 03-6912-8810

FAX 03-6912-8811

E-mail jtbob@jtb.gr.jp